

労働保険事務組合事務処理規約改正(案)承認の件

1 提案理由

東京労働局より、マイナンバー(特定個人情報)の取り扱いのみならず、氏名、生年月日等(個人情報)も含めて、適切な取り扱いをするよう指示があり、それに伴う事務処理規約の改正案を提案する。

2 改正案

改正後	改正前
条文等	条文等
(個人情報保護の徹底)	(特定個人情報保護の徹底)
第25条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する<u>個人情報</u>の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、<u>個人情報</u>の保護を徹底しなければならない。<u>個人情報</u>保護の徹底を図るために必要な事項は、公益社団法人 杉並青色申告会(注、母体団体をいう。)の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。	第25条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する<u>特定個人情報</u>の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、<u>特定個人情報</u>の保護を徹底しなければならない。<u>特定個人情報</u>保護の徹底を図るために必要な事項は、公益社団法人 杉並青色申告会(注、母体団体をいう。)の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。

3 施行時期

令和元年6月14日